

携帯電話等エリア整備事業 (無線システム普及支援事業)

1 目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

2 事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設（LTE以降の無線設備等）を整備する場合に、国がそれらの整備費用に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：地方自治体（市町村） ←基地局施設・伝送路施設（設置）

無線通信事業者 ←伝送路施設（運用）・高度化施設

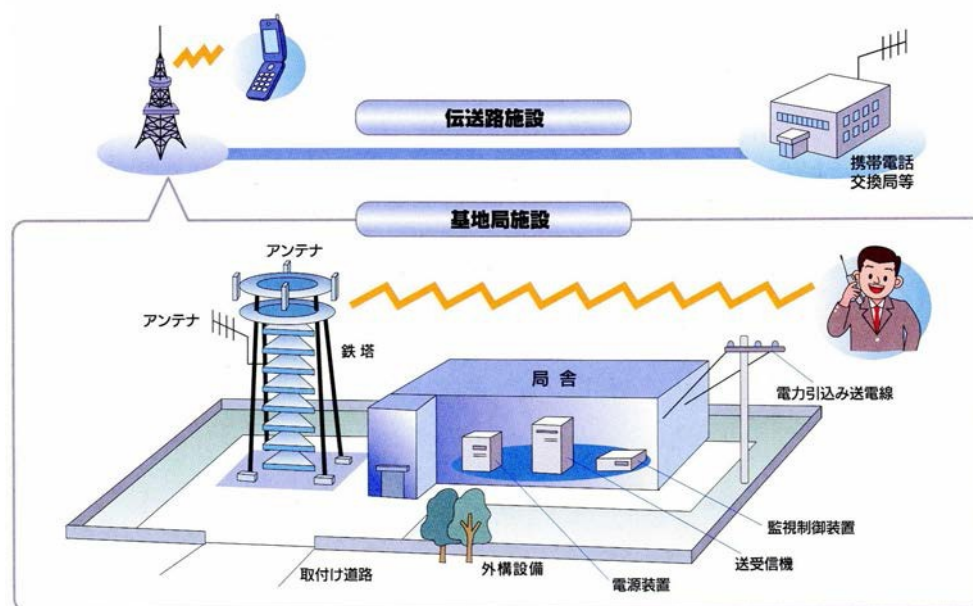
イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）

伝送路費用（中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）

エ 補助率：2/3（世帯数が100以上の場合1/2）

3 イメージ図



※二重下線は今回対象となる箇所です。